

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、特定金属製物品の窃取を防止するためには盗難特定金属製物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義務付ける等の措置を講ずるとともに、併せて指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止すること等により、特定金属製物品の窃取の防止に資することを目的とするものとする。（第一条関係）

二 定義

この法律において、用語の意義を次のとおり定めることとする。（第二条関係）

（一）特定金属製物品 特定金属（銅その他犯罪の状況、当該金属の経済的価値その他の事情に鑑み、当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を使用して製造された物品のうち、主として特定金属により構成されているものを

いう。

(二) 盗難特定金属製物品 窃取された特定金属製物品をいう。

(三) 特定金属くず 主として特定金属により構成されている金属くず（物品を製造する過程において生ずるもの及び古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第一項に規定する古物に該当するものを除く。）をいう。

(四) 特定金属くず買受業 特定金属くずの買受けを行う営業をいう。

(五) 指定金属切断工具 ケーブルカッター、ボルトクリッパーその他の特定金属を切断することができ、る工具であつて、一般消費者が通常生活の用に供することが少ないと認められ、かつ、特定金属製物品の窃取の用に供されるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいう。

第二 盗難特定金属製物品の処分の防止のための特定金属くず買受業に係る措置

一 特定金属くず買受業の届出

特定金属くず買受業を営もうとする者は、営業所ごとに、氏名、住所等を当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならぬこととする。（第三条第一項関係）

二 本人確認等

特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行おうとするときは、一定の場合を除き、買受けの相手方の本人確認を行うとともに、当該本人確認に係る事項等に関する記録を作成し、当該記録を三年間保存しなければならないこととする。（第七条及び第八条関係）

三 取引記録の作成及び保存

特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行った場合には、当該買受けの相手方の氏名、当該買受けの内容等の記録を作成し、当該記録を三年間保存しなければならないこととする。（第九条関係）

四 警察官への申告

特定金属くず買受業を営む者は、買受けに係る特定金属くずが盗難特定金属製物品に由来するものである疑いがあると認めたときは、警察官にその旨を申告しなければならないこととする。（第十条関係）

五 その他

（一）特定金属くず買受業を営む者に対する指示、営業停止命令並びに報告徴収及び立入検査に係る規定

を設けることとする。（第十一条から第十三条まで関係）

（二）その他所要の規定を整備することとする。

第三 指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、指定金属切断工具を隠して携帯してはならないこととする。（第十五条関係）

第四 その他

一 警視総監又は道府県警察本部長、方面本部長及び警察署長は、特定金属製物品の盗難の防止に資する情報を、太陽光発電設備を設置する者等に周知するよう努めなければならないこととする。（第十六条

関係）

二 その他所要の規定を整備することとする。

第五 施行期日等

一 施行期日

（一）（二）を除き、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

から施行することとする。

(二) 第一、第三及び第四については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 所要の経過措置を設ける。